

新型コロナウイルス感染症対応 休業支援金・給付金

～学生アルバイト・パート労働者も対象～

コロナの影響で勤務時間が減りお困りの労働者の方は直接休業支援金を申請できます

対象者

新型コロナウイルス感染症の影響により、
令和2年4月1日から令和3年11月30日(予定)までに
事業主が休業させた中小企業等の労働者
のうち、休業期間中の賃金（休業手当）の支払いを受けることができなかった労働者（大企業労働者は別途あり）

支給額

休業前賃金の80%（日額上限9,900円）

※休業実績に応じて支給

- ・コロナ前に比べアルバイト等のシフトが減った場合も対象になります。
- ・時短営業等で勤務時間が減少し1日4時間未満の就労になった場合や、月の一部分の休業の場合も対象となります。

<具体例>

- ・1日の勤務時間が8時間から3時間になった
- ・週の勤務が週5回から週3回になった

申請期限

休業した期間	申請期限
令和2年10月～令和3年6月	令和3年 9月30日（木）
令和3年 7月～11月（予定）	令和3年12月31日（金）

お問い合わせ先

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター

【電話】 0120-221-276

【受付時間】 月～金 8:30～20:00

土日祝 8:30～17:15